

徳島県持続可能な社会を目指した
国際連携ネットワーク「TIS」設置について

近年における、IoT、ビッグデータ、AI、ロボットなどの先端技術の発達は第4次産業革命と呼ばれ、これにより実現される Society5.0の社会では、膨大な情報が様々な形で人間にフィードバックされ、農業、福祉、防災、エネルギーなど多くの分野での効率的な経済発展や課題の解決が期待されています。

一方で、このように高度に発達したグローバルな社会においては、それに伴った新たな消費者問題の発生が危惧されるだけでなく、国境を越えた消費者課題への対応や、世界の基準に合わせた消費者保護政策が求められているところでもあります。

また、地球規模で発生している環境問題や貧困問題、人権問題などを解決し、持続可能な社会を目指すためには、社会のあらゆる分野からもアプローチを行う必要があります。SDGsの12番目の目標として定められているように消費者行政・消費者教育が、その解決に大きな役割を果たすことが求められています。

このような中、消費者庁と徳島県の共催により、令和元年9月に日本で初めて開催された「G20消費者政策国際会合」においては、世界中から38の国や地域、国際機関が徳島に集い、世界全体で課題の解決に取り組んでいくことの重要性が認識されたところです。

さらに、令和2年度より消費者庁は新たな未来に向けた消費者行政の発展・創造及び発信・交流の拠点として、「消費者庁新未来創造戦略本部」を徳島県に開設し、これまで徳島県で行ってきたモデルプロジェクトに加え、消費者政策の研究や新たな国際業務の拠点とすることを決定したところです。

そこで徳島県は、「消費者庁新未来創造戦略本部」で行われる業務が、より大きな成果を生み出し、日本全体の消費者行政・消費者教育の向上に寄与するよう、これからも支援を行うとともに、「G20消費者政策国際会合」で行われた議論を礎として、世界で起こっている消費者課題を的確に把握し、より効果的な解決や実践を図ることで、世界に先駆けた持続可能な社会を創る消費者行政・消費者教育の実現を目指し、この度、国際連携ネットワークの設立を行うこととしました。

徳島県持続可能な社会を目指した 国際連携ネットワーク「T I S」設置要綱（案）

（趣旨および設置）

第1条 徳島県は、令和2年度に本県に開設される「消費者庁新未来創造戦略本部」での新たな消費者政策の展開を支援し、また、「G20消費者政策国際会合」の開催で培った協力関係を継承し、もって本県の消費者政策を国際的で持続可能な視点を踏まえた先進的なものに進化させるため、消費者政策国際会合の参加者や学識経験者、消費者団体等の専門家からなる『徳島県持続可能な社会を目指した国際連携ネットワーク「Tokushima International Network for a Sustainable Society」』（以下、「T I S」という。）を設置する。

（役割）

第2条 T I Sは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議や協力を行い、国際的で持続可能な視点を踏まえた消費者行政・消費者教育を推進する。

- （1）国際連携に向けた手法及び実践事例等の紹介、協力に関すること。
- （2）新たな消費者問題の情報提供及びその対応に関すること。
- （3）SDGsの実現を目指した取組の推進に関すること。
- （4）徳島県が行う国際会議、各種情報発信への協力に関すること。
- （5）その他、必要な情報交換及び連絡調整に関すること。

（組織）

第3条 T I Sは、別表1に掲げる会員をもって構成する。

- 2 会員の任期は2年とする。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会員は、再任されることができる。
- 4 会員の任期が満了となったとき、会員から特別の申し出がない限り自動的に再任されるものとする。

（役員）

第4条 T I Sには会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会員の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長の指名により選任する。
- 4 会長は、T I Sの会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 T I Sの会議は会長が招集する。

- 2 T I Sは、前項の会議において行われる、第2条に規定される役割の検討に際し、必要があると認められるときは、関係者から意見を聴くことができる。

（部会）

第6条 T I Sは、必要と定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会長は、会員の中から会長が指名する。

（事務局）

第7条 T I Sの事務を処理するため、徳島県危機管理部消費者暮らし安全局消費者暮らし政策課消費生活創造室に事務局を置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年2月 日 から施行する。

別表1（第3条関係）

（構成員）

学識経験者	東京都市大学名誉教授	中原 秀樹
	横浜国立大学名誉教授	西村 隆男
	椛山女学園大学教授	東 珠実
	四国大学短期大学部教授	加渡 いづみ
	鳴門教育大学大学院准教授	坂本 有芳
	京都大学大学院准教授	カライスコス・ アントニオス
	上智大学大学院准教授	井上 直己
消費者団体	（公社）消費者関連専門家会議専務理事	坂倉 忠夫
	（公財）消費者教育支援センター専務理事	柿野 成美
	（一社）全国消費者団体連絡会事務局長	浦郷 由季
	（特非）徳島県消費者協会会長	佐野 勝代
行政機関	消費者庁消費者行政新未来創造オフィス参事官	林田 雅秀
	文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課課長	三好 圭
	徳島県危機管理部消費者くらし安全局局长	三好 誠治
国際機関等	（独）国際協力機構四国センター (JICA四国) 所長	小林 秀弥
	（独）日本貿易振興機構（ジェトロ） 徳島貿易情報センター所長	村上 義

（協力機関）

国際機関等	（一財）自治体国際化協会（クレア）
-------	-------------------